

議案第 号

専決処分の承認を求めることについて
損害賠償の額を定める調停について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第
179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和8年 月 日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

損害賠償の額を定める調停について、専決処分したので、地方自治法第179条第
3項の規定により、この案を提出します。

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

損害賠償の額を定める調停に合意することについて（別紙）

令和8年4月28日

富士見市長 星 野 光 弘 印

損害賠償の額を定める調停に合意することについて

次のとおり川越簡易裁判所令和7年（*）第**号損害賠償請求調停事件に関し損害賠償の額を定める調停に合意する。

1 当事者

(1) 申立人 * * *

**

(2) 相手方 富士見市

2 調停の内容

(1) 相手方は、申立人に対し、本件による損害賠償債務として、金150万1,566円の支払義務があることを認める。

(2) 相手方は、申立人に対し、前項の金員を、令和8年5月29日限り、申立人が指定する金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。

(3) 申立人は、その余の請求を放棄する。

(4) 申立人及び相手方は、申立人と相手方との間には、本件に関し、本調停の内容に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は、各自の負担とする。

3 事件の概要

(1) 申立人は、令和3年11月3日、市が管理する運動公園の管理用通路（富士見市南畑新田865番地先の荒川右岸の河川敷地坂道）を自転車で走行中、市が一般車両（自転車を除く。）の進入を禁止するために設置したチェーンに引っ掛かり、転倒した。

(2) 申立人は、当該転倒により、負傷し、並びに自転車及び着衣を損壊した。

(3) 申立人は、上記の負傷及び損壊を理由とする人的及び物的損害について、令和

7年4月21日、川越簡易裁判所に調停を申し立て、当事者が損害の内容及びその額について協議した。

(4) 当事者において協議が整った。